

日雇特例被保険者の方の保険料額(平成29年4月分～)

(単位:円)

標準賃金日額		賃金日額	保険料日額					
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			10.00% (平均保険料率)			11.65% (平均保険料率+介護保険料率)		
等級	日額		全額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額	全額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額
第1級	3,000	円以上 円未満 ～ 3,500	390	150	240	440	170	270
第2級	4,400	3,500 ～ 5,000	570	220	350	660	255	405
第3級	5,750	5,000 ～ 6,500	740	285	455	860	330	530
第4級	7,250	6,500 ～ 8,000	940	360	580	1,100	420	680
第5級	8,750	8,000 ～ 9,500	1,140	435	705	1,320	505	815
第6級	10,750	9,500 ～ 12,000	1,400	535	865	1,630	625	1,005
第7級	13,250	12,000 ～ 14,500	1,730	660	1,070	2,010	770	1,240
第8級	15,750	14,500 ～ 17,000	2,050	785	1,265	2,390	915	1,475
第9級	18,250	17,000 ～ 19,500	2,380	910	1,470	2,770	1,060	1,710
第10級	21,250	19,500 ～ 23,000	2,770	1,060	1,710	3,230	1,235	1,995
第11級	24,750	23,000 ～	3,230	1,235	1,995	3,770	1,440	2,330

◆保険料日額(全額)の計算方法

①…標準賃金日額×平均保険料率(注)

②…①の10円未満を切り捨てる

③…①×31/100

④…③の10円未満を切り捨てる

⑤…②+④=保険料日額(全額)

◆日雇特例被保険者と事業主の負担額

②×1/2=日雇特例被保険者負担額

②×1/2+④=事業主負担額

◆賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、平均保険料率(注)を乗じた額になります。

また、標準賞与額には、40万円の上限が定められています。

(注)40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)は、医療に係る平均保険料率に介護保険料率が加わります。

(注)端数整理により、計算結果が整合しない場合があります。